

○ 「公立学校運営の民間への開放」（公設民営学校の解禁）

公私協力の方式による公設民営について

- 地方公共団体が校地・校舎を提供し、民間と連携・協力して学校法人を設立する方式による公設民営は可能であり、これまでも、構造改革特区「公私協力学校設置事業」の特例措置の創設や、特区以外の公私協力方式による公設民営学校の設置が行われてきている。

《参考資料 1》

- 構造改革特区における「公私協力学校設置事業」は、地方公共団体が校地・校舎を無償又は廉価で譲渡又は貸与して学校法人を設立し、当該学校法人（公私協力学校法人）が、地方公共団体の支援・関与の下に学校運営を行う場合に、当該学校法人の設立認可に係る資産審査を省略するものである。

※ 「公私協力学校設置事業」については、これまでのところ特区認定の実績なし。

《参考資料 2》

- 一方、特区「公私協力学校」の特例を活用せずとも、地方公共団体が校地・校舎を譲渡又は貸与や出資を行い、学校法人を設立して、公設民営学校を設置することは可能である。

※ このタイプの公設民営学校については、複数の設置事例あり。

《参考資料 3》

【参考】公立学校の管理・運営の包括的な委託について

- 公の施設等の業務については、従来より、事実上の行為に相当する業務・サービスや、定型的な処分行為（例えば、入館許可など）に係る部分を、契約に基づき、包括的に民間委託することが行われてきた。

- 一方、公の意思に基づく非定型的な処分行為等（公権力の行使）や公の意思の形成への参画を伴う職務については、いわゆる「当然の法理」により、公務員が行うことが前提とされ、これらを内容とする業務を民間委託することは、法制的に困難とされている。

- 公立学校の業務についても、過去において、その包括的委託の可能性について検討された経緯があるが、その結果として、

公立学校教育は、

- ・ 設置者である地方公共団体の「公の意思」に基づき実施されるものであること、
 - ・ 入退学の許可や卒業の認定等の公権力の行使と日常の指導等が一体として実施されるもの（公権力の行使と単なる事実上の行為との切り分けが困難）であること、
- 等を踏まえれば、これを包括的に委託すること（包括的に委託しつつ、なおこれを公立学校教育と位置付けること）は困難であり、学校の公設民営については、上記の公私協力の方式により行うものとの法制的整理がなされている。

公設民営学校の比較

構造改革特区による
公私協力学校

◎ 地方公共団体と民間主体が協力して学校法人を設立
(地方公共団体が、校地・校舎等を提供)

◎ 地方公共団体と学校法人の連携・協力により、学校運営

☆ 必要な施設設備(校地・校舎等)を、特区地方公共団体が無償・廉価で貸与・譲渡等(その一部を、学校法人自らが整備することも可)。

☆ 毎年度の運営費のうち、学校法人の自己収入のみでは不足する分を、特区地方公共団体が補助。

☆ 設立認可にあたり、資産要件の審査不要。

◎ 地方公共団体と民間主体が協力して学校法人を設立
(地方公共団体が、校地・校舎等を提供)

公私協力方式
の学校

☆ 必要な施設設備(校地・校舎等)の一部を、地方公共団体が貸与・譲渡等。

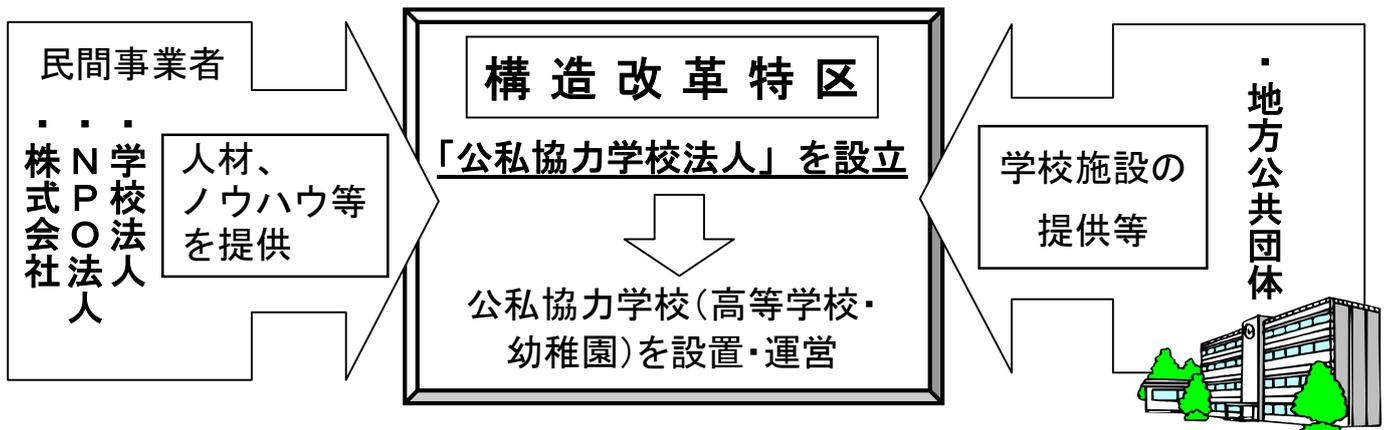
☆ 毎年度の運営費は、学校法人の負担。
(都道府県や、協力する地方公共団体が支援することも可。)

公私協力学校設置事業について

1. 経緯

「骨太の方針 2003(平成 15 年 6 月)」及び「構造改革特別区域推進本部決定(同年 9 月)」等を踏まえ、構造改革特区で高等学校及び幼稚園を対象に制度化。

2. 概要



- 地方公共団体のニーズを反映した特色ある教育活動を実施。
- 地方公共団体の支援・関与で安定した経営・運営を実現。

3. 骨子

(1) 公私協力学校法人の設立認可についての特例

- ・ 地方公共団体が、学校の設置・運営経費を支援し、安定的な学校運営が可能と認められることを条件に、都道府県知事の資産審査を省略。
- ・ 公私協力学校法人は、その寄附行為において、その設置する学校が公私協力学校である旨規定。

(2) 特区地方公共団体の支援

- ・ 地方公共団体は、公私協力学校法人に対し、
 - ①校地校舎等の基本財産を無償又は廉価で貸与又は譲渡。
 - ②学校運営に要する経費の不足分を補助。

(3) 地方公共団体の関与

- ・ 予め定める基本計画に基づき、公私協力学校法人を指定。
- ・ 毎年度、公私協力学校の運営計画及び収支予算を認可。

○構造改革特別区域法((平成十四年十二月十八日法律第百八十九号))(抄)

(私立学校法の特例)

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。))が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園(以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。)の設置及び運営を目的とする学校法人(以下この条において「協力学校法人」という。)を設立しようとする者であつて第六項の指定を受けたもの(第三項において「指定設立予定者」という。))が、所轄庁(同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。))に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2 前項の寄附行為には、私立学校法第三十条第一項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。

3 第一項の認定を受けた地方公共団体(以下この条において「協力地方公共団体」という。)の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

一 私立学校法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可の申請

二 私立学校法第四十五条第一項又は第二項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出

三 私立学校法第五十条第二項の規定による解散についての認可又は認定の申請

四 学校教育法第四条第一項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項 に規定する政令で定める事項の認可の申請

4 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画(以下この条において「公私協力基本計画」という。)を定め、これを公告しなければならない。

一 収容定員に関する事項

- 二 授業料等の納付金に関する事項
 - 三 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項
 - 四 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 5 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 教育目標に関する事項
 - 二 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの
- 6 第四項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。
- 7 協力地方公共団体の長は、前項の申出に係る協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。
- 8 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。
- 9 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。
- 10 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。
- 11 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところにより、公私協力基本計画に基づき、当該年度における公私協力学校の運営に関する計画（以下この条において「公私協力年度計画」という。）及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 12 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。
- 13 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第一項の規定は、第九項又は前項の規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とある

のは「協力地方公共団体(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下同じ。)の長は、同条第九項又は第十二項の規定」と、「学校法人に」とあるのは「協力学校法人(同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。)に」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法第十四条第一項中「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「作成しなければならない」とあるのは「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

- 14 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、前項において準用する私立学校振興助成法第十二条の規定による権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 15 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第六項の指定を取り消すことができる。
- 16 協力学校法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第四条第一項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。
- 17 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第八項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十一項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。
- 18 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十五条第二項の規定は、公私協力学校について準用する。

公私協力方式による公設民営学校設置(例)

学 校 名	所轄 県名	開校及び 協力の開始	設置法人名	設置の際の地方公共団体 からの支援等
吉備高原学園高等学校	岡山県	H3	学校法人吉備高原 学園	・岡山県から出資 ・岡山県が学校施設を整備し無償貸与 ・岡山県から運営経費の赤字補填としての基金の提供 ・理事長が知事 ・事務職員として県職員を派遣
ぐんま国際アカデミー初 等部・中等部・高等部	群馬県	H17	学校法人太田国際 学園	・太田市から出資 ・太田市から運営資金提供 ・理事長が太田市長
仰星学園高等学校	福岡県	H18	学校法人仰星学園	・北九州市から廃校となった公立学校の校地校舎を借用
東京シューレ葛飾中学校	東京都	H19	学校法人東京 シューレ学園	・葛飾区から廃校となった公立学校の校地校舎を借用
幕張インターナショナルス クール (幼稚園・小学校を設置)	千葉県	H21	学校法人幕張イン ターナショナルス クール	・千葉県、千葉市から出資